

平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第38号
兵庫県立大学姫路工学キャンパス環境保全室規程

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び廃水処理施設の管理運営等を円滑に行うため、兵庫県立大学姫路工学キャンパスに姫路工学キャンパス環境保全室（以下「環境保全室」という。）を置く。

(業務)

第2条 環境保全室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 廃棄物の処理に関する事
- (2) 廃水処理施設の管理運営に関する事
- (3) その他姫路工学キャンパス環境保全に関する事

(組織)

第3条 環境保全室は、環境保全室長（以下「室長」という。）及び職員をもって構成する。

(環境保全室長)

第4条 室長は、第2条各号の業務を掌理し、環境保全室を代表する。

2 室長は、工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で工学研究科長（以下「研究科長」という。）が選任する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 環境保全室の運営を円滑に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 各専攻から1名ずつ選出された委員（第4号を除く） 6名
- (3) 姫路工学キャンパスの理学研究科専任教員から選出された委員 1名
- (4) インキュベーションセンター利用専任教員 1名
- (5) 経営部職員 1名

3 前項第2号から第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境保全室の管理運営に関する事
- (2) 環境保全室の経理に関する事
- (3) 姫路工学キャンパスにおける廃棄物の処理にかかる指針の策定に関する事
- (4) その他環境保全室の運営に関する事

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、第5条第2項第1号に掲げる室長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(専門委員)

第10条 委員会に、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、運営委員会の議を経て室長が委嘱する。

3 専門委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、環境保全室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 (令和4年3月16日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。